

## 研究・信託法(7)

## 委託者／信託の終了等

早稲田大学法学部教授 渡 辺 宏 之

## — 目 次 (第7回) —

|                                   |                                |
|-----------------------------------|--------------------------------|
| 第1回 信託をめぐる国際的な状況と信託の法律構成 (本誌270号) | 1. 委託者                         |
| 第2回 信託の設定 (本誌271号)                | 2. 詐害信託                        |
| 第3回 信託財産 (本誌274号)                 | 3. 信託の変更・併合・分割                 |
| 第4回 受託者の義務・責任(1) (本誌278号)         | 4. 信託の終了                       |
| 第5回 受託者の義務・責任(2) (本誌280号)         | 5. 信託の清算                       |
| 第6回 受益者等 (本誌282号)                 | 6. 遺言代用信託の撤回、変更、終了について         |
| 第7回 委託者／信託の終了等                    | 7. 委託者の権限からみた英米の信託法<br>(以上、本号) |

## 1. 委託者

### (1) 委託者の権利

現行信託法では、旧信託法に比べて、委託者の権利を原則的には縮小しつつ、信託の性格に応じて、さらに縮小することも逆に拡大することもできるようにしたといえる。たとえば、受託者に対する損失てん補等の請求権については、その権利者を受益者のみにするなど(信託法40条1項)、委託者に原則的に認められる権利を縮小したうえで、一定の権利については、委託者がその権利を有することを信託行為に定めることもできるとした(信託法145条2項)。他方で、委託者に対し原則的に与えられている権利についても、その権利の全部または一部を有しない旨を信託

行為に定めることを可能にした(信託法145条1項)<sup>(1)</sup>。

なお、遺言代用信託においては、受託者による信託事務執行について監督権能を有する者がいない状況を回避するために、委託者の死亡までは、通常であれば受益者のみが有する権利のうち、受託者の信託事務執行の監督に関わる権利(信託法145条2項に列挙される権利)を委託者に与え、受託者が受益者に対して通知・報告・承認を求める義務を負う場合につき、委託者に対して義務を負うこととしている(同法148条)<sup>(2)</sup>。

また、受益者の定めのない信託(目的信託)においては、受益者が存在しないため、受託者の信託事務執行に対する監督は、委託者に期待されることになる。そこで、信託契約に

よって目的信託が設定された場合には、委託者に信託法145条2項に規定された権利が与えられる旨の信託行為の定めがされたものとみなすことになっている（同法260条1項）。そして、委託者が死亡すると、その地位は相続される（同法147条の反対解釈）。ところが、遺言信託によって目的信託が設定された場合には、委託者はすでに死亡しており、相続人にもその地位は承継されない（信託法147条）ため、信託管理人を指定する定めを置かなければならない（同法258条4項前段）<sup>(3)</sup>。

## (2) 委託者の地位の移転

委託者の地位は、受託者および受益者の同意を得て（委託者が複数存在するときは、他の委託者も含む<sup>(4)</sup>）、または、信託行為に定めた方法に従って、第三者に移転することができる（信託法146条）。投資目的の信託などにおいては、受益者が、自己の権利に関連して、委託者が一定の権利を有し、変動を生ぜしめる可能性を有することを嫌うため、自益信託以外では（後発的に、受益権が委託者兼受益者から第三者に譲渡される場合も含み）委託者の地位を受益者に移転することが行われるとされる。また、同様に、貸付信託法10条、投資信託及び投資法人に関する法律51条、資産の流動化に関する法律237条が、受益証券を取得する者は、委託者の権利義務または地位を承継するとしている<sup>(5)</sup>。

この点、明示の移転行為や信託行為の定めがなく、また、特別法が適用されない場合でも、一般に自益信託の受益権が委託者から第三者に譲渡されたときは、譲渡契約の解釈として、委託者の地位も併せて譲渡されたと解釈すべきとの見解もある<sup>(6)</sup>。また、それらの要件に加えて、たとえば、投資目的の信託で

あること、委託者が受益権の売却によって資金の調達を行えたことなどの認定が必要であると見解もある<sup>(7)</sup>。

しかし、いわゆる家族信託のスキームにおいては、問題はより複雑であるように思われる。いわゆる家族信託においては、委託者の相続人に対する地位の承継を禁止し、信託外の関係者等の介入を阻止することを目的として、信託行為に「委託者（委託者兼当初受益者）の死亡時、委託者の権利は消滅し、その地位は承継されない」旨、定められることがしばしばあるようである。もっとも、信託財産が不動産の場合、信託行為の定めにより「委託者の地位」を移転させるかによって、信託終了時における登録免許税の税率リスクや不動産取得税の課税リスクを生じうる懸念が指摘されていることから、むしろ「委託者兼当初受益者の死亡時、委託者の地位を新たな受益者に移転させる」旨の定めをおくべきだとする見解も、家族信託の組成に関わる実務家の間で有力であるとされている<sup>(8)</sup>。

以上をふまえると、特に投資目的の信託では、委託者の意思のもつ重要性を否定するアレンジメントに合理性があるため<sup>(9)</sup>、特別法による定めがない場合でも、自益信託の受益権が委託者から第三者に譲渡されたときには、委託者の地位の移転を推定することが、多くの場合に合理的でありうる。他方で、家族信託の類型を典型とする、財産承継目的の信託においては、委託者の地位の移転の有無について、信託行為の解釈に帰着させることが妥当であろう。

## 2. 詐害信託

### (1) 詐害信託に対する規律と詐害行為取消請求

信託が設定されると、当初信託財産に属する財産は、委託者の責任財産から逸出するために、委託者に対する債権者の利益が害されるおそれがある。そこで、民法上の詐害行為取消請求（民法424条以下）と同様に、信託法においても詐害信託に関する取消請求について規定されている<sup>(10)</sup>。

信託法11条は、詐害信託によって害される債権者に、3つの方法を用意している。第1に、受託者を相手方とする詐害行為取消し（信託法11条1項）、第2に、信託受益者を相手方とする詐害行為取消し（同条4項）、第3に、信託受益者を相手方とする受益権譲渡請求（同条5項）である。もっとも、信託法11条1項および4項は、詐害信託取消権を新たに創出するものではなく、民法上の詐害行為取消請求を行使できるとするものであるから、信託法11条1項および4項に規定された特別の規律においては信託法が特則として民法の規定に優先するが、それ以外の特則のない部分については、民法上の「詐害行為取消請求」である以上、民法上の「詐害行為取消請求」に関する規律が及ぶことになると考えられる<sup>(11)</sup>。

### (2) 遺言信託・自己信託と詐害信託

遺言信託については、遺言による処分が詐害行為取消権の対象とならないという考え方を前提に、詐害信託取消しの問題も生じないとする見解がある<sup>(12)</sup>。他方で、債権者詐害的な遺言信託に対しては、遺贈に対するのと比較して、相続債権者が特段保護されている

状況にはないという理解に基づき、遺言信託を対象とする詐害信託の取消しが認められる必要性があるとする見解がある<sup>(13)</sup>。

債権者詐害的な遺贈があるとき、被相続人に対する債権者（相続債権者）は、財産分離を請求することができる（民法941条）。このとき、相続債権者は、受遺者に先立って弁済を受けるため（同法947条3項、931条）、対抗手段が存在することになる。これに対して、遺言信託において、信託は遺言の効力の発生によって効力を生じ（信託法4条2項）、信託財産に属する財産は委託者の相続財産には含まれない。そうすると、「相続財産を分離する」（同法941条1項）という財産分離制度は用い得ないようにも思われる。しかしながら、道垣内弘人教授は、少なくとも財産分離との関係では、当初信託財産は、いったんは相続財産となったうえで受託者に移転すると考え、相続債権者は、財産分離を用いることによって、当初信託財産に対する受託者（さらには、それを通じた受益者）の権利に優先することになるとする<sup>(14)</sup>。

なお、自己信託については、さらに特則が置かれており、委託者兼受託者に対して信託設定前に生じた債権を有する者は、詐害信託の取消しを経ることなく、信託財産に属する財産に対し、強制執行、仮差押え、仮処分もしくは担保権の実行もしくは競売または国税滞納処分をすることができる（信託法23条2項本文）。

### (3) 詐害信託の取消しの対象

民法の詐害行為取消しの対象は、債務者の「行為」（平成29年改正前は「法律行為」）であり、詐害信託においては、対応するのは、委託者の行為である。信託法11条では、詐害

信託の取消しの対象は、文言上は「信託」であるといえる。この点、民法上の詐害行為取消請求の対象については、たとえば、売買契約の場合は、売買契約そのものであって、それに含まれる（あるいはそれに基づく）財産移転行為ではないと考えられており、こうした考え方を信託の場合に対応させるなら、詐害信託の取消しの対象は信託行為ということになる<sup>(15)</sup>。

これに対し、信託行為は、財産の処分という財産権変動的部分と一定の目的に従って受託者が財産の管理処分等を行うという委任的部分とが複合し、かつ、中心は委任的部分で財産権変動はその手段とみることができる<sup>(16)</sup>点で、財産（権）の譲渡を中核とする売買契約とは異なり、責任財産の保全に必要な範囲での取消しという観点から、委任的部分は取消しの対象とする必要がなく、詐害信託の取消しの対象は、信託行為中の財産処分行為であるという見解がある<sup>(17)</sup>。

信託行為の構造を、財産処分の要素と委任的要素からなると理解することは、倒産の局面で信託の「法的再構成<sup>(18)</sup>」（たとえば、当事者の意思としては信託を設定したが、倒産手続時では「委任」等の法形式として再構成される）がなされる場合においては、有用であると考えられる。しかし、現行信託法における信託や信託行為の定義には記載されていないが（受益者の定めのない信託にも妥当させる必要があることがその理由と考えられる）、一般的な受益者の定めのある信託においては、信託行為の重要な要素に、「受益権の創設」がある。委託者の責任財産から逸出した財産の回復に焦点を置く詐害信託の取消にあっても<sup>(19)</sup>、信託の特殊性として注目すべきは、受益権の創設という形で、財産を機

能的に名義と実質的利益享受に分け、名義を受託者に帰属させつつ実質的利益享受を受益者に取得させる仕組みである点と考えられる<sup>(20)</sup>。四宮博士も、受益権の創設を通じたこうした「転換機能」の、信託行為における本質的重要性を特に強調していたことに、改めて着目すべきである<sup>(21)</sup>。

#### (4) 詐害信託取消しの効果

詐害信託取消しの効果として、取消債権者の債権額が、詐害信託の目的である財産の価格に満たず、かつ、その財産が可分であるときは、被保全債権の範囲でのみ取り消すことができるが（一部取消し）、その財産が不可分であるときは、詐害信託の全部を取り消すことができると解される。民法の詐害行為取消しと同様の考え方である<sup>(22)</sup>。また、詐害信託取消しの効果として、信託は当然には終了しない。残余財産で信託目的の達成が可能な場合には、信託は継続する。これに対して、残余財産がなく、あるいは、残余財産では信託目的の達成が不可能になったときには、信託は終了する（信託法163条1号）<sup>(23)</sup>。信託の変更により目的達成が可能であるときは、信託法149条または150条に従って、信託の変更が行われることになると考えられる<sup>(24)</sup>。

ところで、信託法11条1項の詐害信託取消しの対象である委託者の行為は、信託行為自体ではなく、信託行為中の財産処分行為であるという考え方を前提に、詐害信託取消しの効果は、訴訟当事者である取消債権者と受託者の間でのみ生じるという見解がある<sup>(25)</sup>。しかしながら、委託者債権者と信託受益者の間で、信託による委託者から受託者への財産移転の効力取消しの効果が生じなければ、取消債権者が取り戻された信託財産を対象とし

て強制執行を申し立てた場合に信託受益者が異議を主張すること（信託法23条5項）が可能になってしまう<sup>(26)</sup>。さらに、信託法11条1項による詐害信託取消しの効果は、受託者・受益者間でも生ずるとしないと、上述の、詐害信託取消しの効果としての、信託の変更（一部取消しの場合）や、信託の終了（全部取消の場合）について説明が困難であることが指摘される。それゆえ、詐害信託取消しの効果は、信託受益者に及ぶと解するべきである<sup>(27)</sup>。こうした考え方は、詐害信託取消しの対象である委託者の行為は、信託行為自体であるとする考え方（私見もこの立場である）と整合的なものである。

そして、詐害信託取消しの相手方（詐害信託取消訴訟の被告）は受託者であり、受託者相手の詐害信託取消しの効果は、信託受益者にも効力を及ぼすと考えられる。この点、詐害信託取消しに絶対効を認めることを示唆する見解もあるが、八田卓也教授は、詐害信託取消しの第三者効は、信託受益者以外の第三者には及ばないと考えるべきであるとする。なぜなら、信託法11条1項の詐害信託取消しに絶対効を認めると、その効果は当初信託財産の転得者にも及ぶはずであり、したがって、委託者債権者は、受託者相手に信託法11条1項の詐害信託取消しをすれば、転得者からも目的財産を取り戻すことができることになり、その際に転得者保護を欠くために、転得者が善意の場合でも目的財産の返還義務を負うことになってしまうからである<sup>(28)</sup>。

信託法11条1項の文言からは、詐害信託取消訴訟の被告となるのは受託者のみであり、信託受益者は被告適格を有しない。しかし、信託受益者は信託法11条1項の詐害信託取消訴訟に対し、受託者を被参加人とする補助

参加ができると考えられている<sup>(29)</sup>。ここで、この補助参加が共同訴訟的補助参加かということが問題になるが、法が信託受益者を被告適格者から排除している趣旨は、原告たる委託者債権者の提訴負担の軽減化にあり、信託受益者が自己の利益を受託者による代表を通じずに自ら主張することを積極的に排除することまでは意図するものではないとの理解を前提に、信託受益者の受託者の訴訟に対してする補助参加は、共同訴訟的補助参加と位置付ける考え方が提唱されている<sup>(30)</sup>。

#### (5) 信託法11条4項・5項の意義

信託法11条4項の場合の取消しは、受益債権に基づく給付を取り消すものであるという見解がある。同項は11条1項と異なり、「財産の給付を受けた」ことを掲げており、これが取消しの対象であるとする見解である<sup>(31)</sup>。しかし、信託法11条4項が、委託者のした詐害行為（詐害信託）ではなく、受託者のした行為（受益債権の履行行為・給付行為）を取り消すものであるとすると、その取消しによって、当初財産ではない財産が給付される場面における当該財産を、履行者であり給付者である受託者に返還するのではなく、委託者に返還することを求めることを基礎付ける法律構成が必要になると考えられる<sup>(32)</sup>。こうした点からも、信託法11条4項の取消しの対象は、やはり委託者のした詐害行為（詐害信託）であると考えべきである。

また、信託法11条5項の受益権譲渡請求権について、これを受益権に基づく給付を委託者の責任財産に帰属させるものと理解するならば、11条4項の存在意義や役割が問題となる。11条5項があれば足りるとも考えうるからである。この点、沖野眞巳教授は、同条4

項は、信託受益者が、詐害行為取消しにおける転得者の地位にある場合の規定であり、特にその主観的要件についての配慮を示すために書かれたと解することができる。また、5項の受益権譲渡請求は、一定の行為を取り消すものではなく特別の請求権であるために、詐害行為取消権としては転得者に対する詐害行為取消請求が可能であり、それが行使される可能性を詐害信託において特に排除する必要はなく、それが行使される以上、特別な請求権とは別に、信託受益者（や受託者）の主観的要件についての特則ないし確認規定を置く意味はあることから、信託法11条4項の存在意義を説明することができる<sup>(33)</sup>。さらに、平成29年改正後の民法の詐害行為取消請求においては、転得者に対する詐害行為取消請求については、当該転得者のほか、詐害行為受益者、詐害行為受益者から当該転得者に至る過程で登場したすべての転得者の悪意が要件となる（民法424条の5）。これに対し、信託法11条4項の詐害行為取消請求については、受託者の主観（善意・悪意）はなお問われないものと解されるため、同項の規定を置くことは、この点でも、民法における転得者に対する詐害行為取消請求と異なる扱いであることを示す意義があることになる<sup>(34)</sup>。

なお、信託法11条4項は、条文上は「受益者が受託者から信託財産に属する財産の給付を受けたとき」とされており、「信託財産に属する財産」には限定が付されていない。そのため、同項は、①当初財産と、②当初財産以外の財産（当初財産の運用や処分によって得られた財産）、の両方の場面を対象にするのが論点となる。同項が①・②の両者を対象とする（②を含む）と考える場合には、当

初財産の取得者（転得者）ではない場合に、信託受益者からの財産の取戻しがいかにして達成されるのかという法律構成の問題が出てくるが、この場合、②の財産を委託者の責任財産から逸出した財産に由来すると考え、委託者の責任財産への返還の基礎付けを信託法16条の物上代位性に求めることが可能とする見解がある<sup>(35)</sup>。しかしながら、こうした見解に立脚した場合は、信託法11条1項の詐害信託取消請求において、当初財産と異なる、受託者の現有する信託財産すべてが、「返還」の対象となりうるということが指摘される。もしそれが認められないとすると、物上代位性ではなく、むしろ、受益権に基づく給付が取り消されることで、その部分が委託者の責任財産に復帰することに着目すべきであり、これは信託法11条5項の受益権譲渡請求により実現すべきことになる。以上の点を勘案するならば、信託法11条4項の給付対象は「信託財産に属する財産」であるものの、やはり、当初財産の給付の場合（①）に限られると解することになると考えられる<sup>(36)</sup>。

### 3. 信託の変更・併合・分割

#### (1) 信託の変更・併合・分割

旧信託法では、予見不能な特別の事情により信託財産の管理方法が受益者の利益に適さなくなったときに、裁判所が管理方法の変更を定めるという制度であった（旧信託法23条）。これに対し、現行信託法では、管理方法の変更に限定せず、「信託の変更」という一般的な規律とし、信託行為の事後的変更を柔軟に行えるようにしている<sup>(37)</sup>（以下、信託の変更については、他の論点に関連して出てくる具体的な問題に即して言及する）。

現行信託法では、以上のように1つの信託の中で受託者を変えたり、内容を変更したりする（信託の変更）ほかに、複数の信託を1つの新たな信託としたり（信託の併合）、逆に、1つの信託を複数の信託に分割すること（信託の分割）に関する規定も定められている<sup>(38)</sup>。

## (2) 信託の併合の際の金銭交付に係る問題

信託の併合とは、「受託者を同一とする二以上の信託の信託財産の全部を一の新たな信託の信託財産とすること」であり（信託法2条10項）、併合により信託は終了し（同163条5号）、新たな信託が設立されたことになる。信託法151条1項3号は、信託の併合の際に明らかにしなければならない事項の1つとして、「信託の併合に際して受益者に対し金銭その他の財産を交付するときは、当該財産の内容及びその価額」を挙げている。この規定に基づき、信託の併合にあたって、それぞれの信託における受益者の権利が異なるとき、その内容を金銭等の交付によって調整することができ、また、一方の信託の受益者に金銭等を交付して、受益者でなくすることも可能と考えられる<sup>(39)</sup>。

この点、平成17年改正前商法409条4号は、「合併ニ因リテ消滅スル会社ノ株主ニ支払ヲ為スベキ金額ヲ定メタルトキハ其ノ規定」としており、合併の際、消滅会社の株主に金銭だけを支払い、合併後の会社の株式は与えないという選択はできないと一般に解されている。これに対して、会社法749条1項2号等は、「株式又は持分に代わる金銭等を交付するときは」とし、株式を割り当てないで、金銭交付のみを行うことも可能であることが明確にされた。一方で、信託の併合について、信託

法151条1項3号は、「信託の併合に際して受益者に対し金銭その他の財産を交付するときは、当該財産の内容及びその価額」という文言になっており、むしろ会社法制定前の商法（旧商法）の文言に近い。そうすると、信託の併合においては、一方の信託の受益者に金銭等を交付して、受益者でなくすることはできないと解するほうが条文の文言に整合しているとの指摘がある<sup>(40)</sup>。

しかし、旧商法の規定（平成17年改正前商法409条4号）の文言自体は、合併後の消滅会社の株主に存続会社の株式を割り当てないで、金銭交付のみを行うこと（「交付金合併」）を排除していないようにも読める。旧商法の規定の下で、交付金合併が不可能と一般に解されていたのは、合併の法的性質をめぐる議論が前提にあったからであり（人格合一説・現物出資説等）、実際に、旧商法下でも交付金合併が可能であるとする有力説も存在した<sup>(41)</sup>。そして、信託はそもそも法人格を有しないために、信託の併合に関する議論については、そうした旧商法下の合併に関する議論とは前提が大きく異なっており<sup>(42)</sup>、かつ、信託法151条1項3号の文言からも、信託の併合の際に受益者に金銭対価を交付することで、受益者でなくすることも認められてよいと考えられる。

## (3) 追加信託の法律構成

信託の併合や分割と関連した問題に、いわゆる「追加信託」をいかに法律構成するかという問題がある。信託は諾成的に成立するために、当初の信託契約において財産の追加が確定的に定められているときには、委託者の出資義務が時期的・量的に分割されたものとなっているという考え方もできると考えられる。

る<sup>(43)</sup>。しかし、この考え方は、財産を追加するか否かが委託者の判断に委ねられているときには当てはまらない。また、追加時期、追加額などが不確定のとき、既存の信託の信託財産を自由に増加させることができるとすると、自己信託を様式行為（いつ、どのような財産が信託財産になったかを公正証書等で明らかにする）にすることによって、単独行為による責任財産の分離の弊害を回避しようとする法の趣旨が潜脱されることになる<sup>(44)</sup>。こうした点をふまえ、道垣内教授は、追加信託について、当事者の意思としては、既存の信託の信託財産の増加行為であっても、法的には、新たな信託設定と信託の併合を同時に行うものと考えらるべきであるとする<sup>(45)</sup>。

なお、委託者以外の第三者が、事後的に、信託財産に属する財産を追加する必要性があると考え、受託者との間で合意をして信託財産に属する財産を移転し、かつ、その者が新たに受益者となる場合も想定されるが、この場合には、受託者への財産移転と共に、信託の変更（受益者の追加）がされたものと解することができる<sup>(46)</sup>。

#### 4. 信託の終了

信託の終了とは、信託が清算の手続に入ることである。信託が終了しても、清算が決済するまでは信託は存続するものとみなされ（信託法176条）、終了によって信託の関係が消滅するわけではない<sup>(47)</sup>〔ただし、信託の併合を理由とする終了の場合、および、信託財産についての破産手続開始決定による終了で、当該破産手続が終了していない場合には、清算は行われない（同法175条かつこ書）〕。

##### (1) 信託目的の達成困難

信託の目的を達成したとき、または、達成ができなくなったとき、信託は終了する（信託法163条1号）<sup>(48)</sup>。信託目的の達成または達成不能は、その事由が発生した時期を一義的に判断することが困難な場合がある<sup>(49)</sup>。また信託目的が達成不能かどうかの判断も難しい場合があり、そのような場合には受託者が判断リスクを負うことになる<sup>(50)</sup>。この点、それらの事由の存否の判断は受託者の信託事務執行であり、善良な管理者の注意に基づいて判断している限り、受託者は責任を問われたいと考えるべきである<sup>(51)</sup>。

また、そうした状況下、同号の「信託目的の達成または達成不能」による終了ではなく、他の規定に基づいた別のかたちでの信託の終了も可能であることに留意すべきであろう。たとえば、①「合意による信託の終了」（同法164条）や②「特別の事情による信託の終了命令」（同法165条、後述）の方法によれば、受託者としては、委託者および受益者に信託の終了の合意をするかどうかの判断を求めることや、裁判所に信託の終了命令の申立てをすることなどが可能になる。さらに、信託目的の達成不能の判断に幅がありうることを想定して、信託行為において「信託目的の達成が著しく困難であるとき」が信託の終了事由として定められることがある。そのような信託行為の定めがあるときは、③「信託行為の定めによる終了」（同法163条9号）と位置付けることができる。なお、信託の目的達成のために過大な費用がかかることが見込まれるために、信託の目的達成不能と判断される場合も想定される。そうした場合には、④「信託財産からの費用の償還や前払が受けられないときの受託者による信託の終了権限」が認



められている（同法52条）ため、信託目的達成不能により直ちに終了するのではなく、まずは信託法52条にもとづき委託者や受益者に費用の支払いを行う機会を与えたうえで、信託を終了することもできる<sup>(52)</sup>。

### (2) 受益者が受益権の全部を固有財産で有する状態

受益者が受益権の全部を固有財産で有する状態が1年間継続したとき、信託は終了する（信託法163条2号）。ただし、「受益者が受益権の全部を固有財産で有する状態」の解消が予定されていない場合には、そもそもその信託は無効であり（同法8条違反、または、本条2号の潜脱・脱法、あるいは、「もっぱら受託者の利益を図るために信託の定義に該当しない（同法2条1項かっこ書）」）。また、後発的にその状態になったときは、その時点で信託目的の達成が不可能と評価され、信託は終了すると解される<sup>(53)</sup>。後発的にその状態になったときは、その時点で信託目的の達成が不可能と評価され、信託は終了すると解される。道垣内教授は、むしろ、1年間という制限は、1年間を超えると、主観的意図はどうあれ、もっぱら受託者自身の利益を図る目的であるとみなされ、有効な目的達成は不能になるということを意味し、信託法163条2号の終了事由は、同条1号に定める事由の具体化であるとする<sup>(54)</sup>。

### (3) 信託財産の破産

信託財産について破産手続の開始の決定があったとき、信託は終了する（信託法163条7号）。伝統的には、信託財産そのものは法人格を有しないので、倒産することはありえないと考えられてきた。信託財産責任負担債

務についても、受託者が固有財産をもって弁済する義務があるのが原則であり、債権者に対して完全な弁済ができなくなる場合とは、受託者の倒産が生じる場面にほかならず、信託財産のみの倒産は考えなくてよいとされてきた<sup>(55)</sup>。しかし、現行信託法により導入された限定責任信託では、基本的にすべての信託財産責任負担債務について受託者が信託財産に属する財産でのみ履行の責任を負う限定責任信託の制度が導入され（同法2条12項、21条2項2号、216条以下）、併せて、個別の責任限定特約の有効性も明確にされた（同法21条2項4号）。さらに、信託法改正に先立って改正された2004年改正信託業法では受託者の担い手が拡大され、現行信託法の立法過程では信託を用いて事業を行うことも想定されることになった<sup>(56)</sup>。こうした諸状況をふまえて、信託財産に属する財産が債権者に公平に分配されることを確保することが重要であるとの考えに基づき、現行信託法の制定に伴い破産法が改正され、破産法10章の2（244条の2以下）に「信託財産破産に関する特則」が設けられるに至った<sup>(57)</sup>。

このように、信託法改正に伴って、信託財産に「破産能力」が認められた。しかし、信託財産に法人格が認められたわけではない<sup>(58)</sup>。それゆえ、他の破産手続と比較すると、信託財産の破産手続には、法人格がなく、帰属主体である同一法人格の中で財産および債権者が複層存在する点において相続財産の破産との類似性が、また、一種の組織である点において法人の破産との類似性が認められることが指摘される<sup>(59)</sup>。信託財産に法人格がない点については、そのため、一般規定における「破産者」や「債務者」につき、それぞれの規律において相応する主体を明らかにす

る必要がある。たとえば、管轄、説明義務・重要財産開示義務、否認対象行為の主体、同意廃止申立てなどが、こうした観点から規律されている。他方で、信託は、受託者が交替してもなお継続しうる制度であり、受託者に属する一部の財産とはいえ、一種の組織としての性格を有する。そのため、保全管理命令や法人の役員の実任追及に対比される規定が設けられている。このほか、たとえば、受託者等の破産手続開始申立権は法人の破産の場合の理事・取締役等の破産手続開始申立権に対比されるものであり、組織としての信託の側面を反映させたものとされる<sup>(60)</sup>。

#### (4) 双方未履行双務契約の場合

委託者が破産手続・再生手続・更生手続の開始決定を受けた場合に双方未履行双務契約の規定により信託契約の解除がされたとき、信託は終了する（信託法163条8号）。信託契約が双方未履行双務契約に該当するのは、信託契約が締結され、信託が設定された後、信託財産に属する財産につき、委託者から受託者への移転についての對抗要件が具備されず、あるいは、引渡しが行われない間に、委託者につき倒産手続が開始した場合に限定されるという見解が、最近では有力である<sup>(61)</sup>。もっとも、そうした場合ですら、受託者は受益者のために信託事務を執行する義務を負うのであって、委託者の義務と受託者の義務との間に対価関係は存在しないという見解もある<sup>(62)</sup>。しかし、信託契約は委託者と受託者との間の契約であり、かつ、実質的には未だ信託が始まっていない場合には、受益者の利益に配慮する必要はなく、やはり双方未履行双務契約の規律に従うべきと考えられる<sup>(63)</sup>。なお、信託契約において、委託者から受託者

への移転が確約されている財産の一部につき移転・引渡しが行われていないときには、すでに履行された部分で信託目的の達成が可能である場合には、信託自体は終了せず、委託者の未履行部分とそれに対応する受託者の信託事務処理義務との間のみ双方未履行双務契約性を認め、一部解除の対象とすべきと考えられる<sup>(64)</sup>。

(5) 特別の事情による信託終了を命じる裁判  
信託を終了することが信託の目的および信託財産の状況その他の事情に照らして受益者の利益に適合するに至ったことが明らかであるときには、委託者、受託者、受益者の申立てにより、裁判所は信託の終了を命じる（信託法165条1項、163条6号）。一部の関係者の意思に反するおそれもあるため、裁判所が終了を命じるのは、信託行為の当時予見することのできなかった特別の事情により、上記の状況が生じた場合に限られると解される<sup>(65)</sup>。旧信託法58条の下では、単独受益者が経済的に破綻した場合には、受益者又は利害関係人の請求により、裁判所が信託の解除を求めることができるとされていたために、特に、資産流動化を目的とする信託において、オリジネーターが破産したときに、裁判所により信託の解除が命じられる可能性が危惧されていた<sup>(66)</sup>。しかしながら、現行信託法下では、受託者、信託債権者等の予定に反して途中で信託が終了してしまうことになれば、そのような終了は当該信託の目的に反することが通常であるため、一般的に、163条6号の要件を満たすことにはならないと考えるべきである<sup>(67)</sup>。

本条に基づく受益者の申立権は、いわゆる単独受益者権の1つであって、信託行為の定

めによって制約することができない（信託法92条1号）。この点、申立権の不行使に関する特約を認める見解<sup>(68)</sup>もあるが、受益者が受託者と特約を締結する場合には、受益債権を有する受益者の権利を信託行為の定めなく制限する行為となり、受託者の忠実義務違反になる可能性があると考えられる。また、信託行為で特約を定めた場合には、信託行為の当時には予見することのできなかつた特別の事情があるときは、当該定め効力が及ばない可能性が高い。それゆえ、信託法165条1項の申立権を放棄し、または、不行使の合意をすることは、その有効性を認めにくいと考えられる<sup>(69)</sup>。なお、仮にそうした特約が有効であるとみなされた場合でも、信託外の個別の事情による制約であるため、受益権の譲渡の際に譲受人がその点の承諾ないし合意をすることが必要になる。また、当該合意が、信託目的に照らして合理的であることが要請される<sup>(70)</sup>。

#### (6) その他の信託の終了事由

以上に述べた以外の信託の終了事由としては、受託者が欠けた場合であって、新受託者が就任しない状態が1年間継続したとき（信託法163条3号）、信託財産が費用等の償還に不足している場合で、委託者・受益者が受託者の求めに応じて支払をしないために、受託者が信託を終了させたとき（同法163条4号）、信託の併合がされたとき（同法163条5号）、公益確保のために信託終了を命じる裁判による終了（同法166条1項、163条6号）がある。

## 5. 信託の清算

信託は、終了すると、清算の手続に入る（信

託法175条）〔ただし、信託の併合を理由とする終了の場合、および、信託財産についての破産手続開始決定による終了で、当該破産手続が終了していない場合を除く〕。信託が終了しても、清算が結了するまで信託は存続するが（同法176条）、受託者は清算受託者と称され、信託の清算の職務を行うことになる<sup>(71)</sup>。

#### (1) 最終計算後の信託財産責任負担債務の発見

清算受託者は、その職務を終了したときは、遅滞なく、信託事務に関する最終の計算を行い、信託が終了した時における受益者（残余財産受益者等も含む。また、信託管理人が現に存する場合にあっては、信託管理人）および帰属権利者のすべてに対して、その承認を求めなければならない（信託法184条1項）。

最終計算がされ、承認を得ても、その後に信託財産責任負担債務が残存していることが発見されれば、清算は終了していないことになる。信託財産に属する財産はすでにないため、清算受託者は固有財産から弁済の責任を負うことになる。信託の終了にあたって、委託者等が債務を引き受けていても、債権者の同意がない限り、併存的債務引受ということになり、清算受託者の責任は消滅しないと考えられる<sup>(72)</sup>。なお、このとき、残余財産受益者または帰属権利者、さらに、残余財産がなかった場合には、受益債権の債権者は、給付を受けていれば、清算受託者の固有財産に対して不当利得返還義務を負うことになると考えられる<sup>(73)</sup>。

(2) 清算受託者を残余財産受益者または帰属権利者にする定め

清算受託者を複数の残余財産受益者や帰属権利者の1人とする定めも有効であると考えられているが、これに対して、同人を単独の残余財産受益者や帰属権利者とすることについては、清算受託者がもっぱら自己の利益のために清算をすることになるのではないか、という問題が生じる。しかし、そのような定めも有効と解すべきとされる。信託法182条3項は、残余財産の帰属が定まらないときに、清算受託者に帰属させることにしており、清算受託者に残余財産が帰属する事態を排除してはいない。また、同法183条3項が、帰属権利者の権利放棄を規律するに際して、「委託者」ではなく、あえて「信託行為の当事者」という言葉を用いていることからすると、受託者が帰属権利者になることを想定しているともいえるからである<sup>(74)</sup>。

受託者を残余財産の帰属権利者と指定し、その受託者が信託の残余財産を取得するような場合は、信託法31条1項1号の利益相反行為（信託財産を固有財産に帰属させること）に該当することの可能性も考えられるが、その場合も、信託行為の定めにより許容される（同条2項1号）。なお、受託者が単独の受益者となれるのは1年未満であるが（同法163条2号）、信託の清算中、帰属権利者は受益者とみなされる（同法183条6項）。

いわゆる家族信託では、親族（委託者の子供等）が受託者となり、かつ受託者が帰属権利者となるスキームは珍しくないとされる。このようなスキームでは、受託者が最後に残余財産（不動産等）を取得できるからこそ、無償で受託者の義務・責任を負担するのかもしれない。そのような場合には、残余財産の取

得が受託者の実質的な後払い報酬と位置付けることができる。一方、受託者と帰属権利者が同一人であるというスキームは、事実上、受託者が前倒して相続財産を囲い込むことが可能であるために、推定相続人の1人が、相続財産の支配権のイニシアティブを取るために利用されるおそれがあることも指摘されている<sup>(75)</sup>。

なお、受託者（清算受託者）が帰属権利者となる不動産信託では、権利を譲り渡す者と譲り受ける者が同一人であるので、信託清算時、登記の共同申請構造が機能しない。この点、登記の真实性の確保のため、不動産登記法上、「信託財産を自己の固有財産とする変更登記」という類型が用意されている（不動産登記法104条の2第2項等参照）。従来、家族信託の分野では、委託者の法定相続人の関与を回避するために信託条項が工夫されてきたが、税務の問題に加えて、上記登記手続の観点からも再考を迫られつつあるようである。金融機関の中には、紛争予防の観点から、信託外の一部推定相続人に対して信託の内容が秘匿されるような状況に対応して、いわゆる「信託口座」（信託口座）を開設する際に、推定相続人全員の同意を確認する対応を行うところもあるようである<sup>(76)</sup>。

## 6. 遺言代用信託の撤回、変更、終了について

以下では、遺言代用信託を対象として、信託の撤回、変更、終了等の問題について検討する。

### (1) 遺言代用信託における「信託の撤回」

わが国の現行信託法下、信託の撤回の可否

については、見解が分かれている。わが国の信託法においては、信託自体の撤回が認められていないとの見解<sup>(77)</sup>がある一方で、信託行為でどのような内容の信託を設定するかは委託者の自由であり、信託行為において撤回権を留保することは認められてよいとする見解がある<sup>(78)</sup>。

また、信託法90条の遺言代用信託に関して、委託者死亡前には受益者は存しないとの見解に立ったうえで、受益者がいまだ存在しない段階での、委託者と受託者の合意による信託の撤回は可能だとする見解がある<sup>(79)</sup>。

遺言代用信託においては特に、委託者が、受託者に対して財産を拠出する前に、信託財産として拠出する予定であった財産を処分してしまった場合に、信託を撤回したと扱われるか否かも問題となる。すなわち、遺言をした後に遺贈目的物を処分すれば、遺贈の撤回と扱われる（民法1023条2項）ことと同様に考えるべきかという問題である<sup>(80)</sup>。

信託実務家からは、遺言代用信託の撤回はできないとする見解が提示されている。死因贈与については、遺贈に関する規定がその方式を除いて準用され（民法554条、最判昭和32年5月21日民集11巻5号732頁参照）、贈与者はいつでもその贈与を撤回することができると解されているところ（民法1022条参照）、遺言代用信託においても、委託者は、自己の死亡後の受益者をいつでも自由に変更することができるとの意思を有することが通常と考えられるため、現行信託法において、遺言代用信託の委託者は、原則として、受益者変更権を有することになった（信託法90条1項）<sup>(81)</sup>。撤回否定説は、以上の趣旨で受益者変更権が定められたのだとすると、遺言代用信託については、死因贈与と異なり、遺言の

撤回に関する規定が準用されないことが前提にされていると考えられるとする<sup>(82)</sup>。

遺言代用信託においては、スキームの安定性の観点からは、信託の撤回自体については不可とすることが望ましいとも思われる。しかしながら、現行信託法下においても、上述のように、遺言代用信託も含めて（あるいは、遺言代用信託においては特に）信託が撤回可能とする解釈が成り立つ可能性は排除できないと思われる。そして、後述のように、信託の撤回構成によらずとも、委託者が単独で遺言代用信託を「終了」することは、一定の要件の下に可能であると考えられる。それゆえ、今後はむしろ、遺言代用信託が撤回可能、あるいは委託者単独で終了することが可能でありうることを前提に、“撤回可能”な信託に相応しい解釈論や制度設計をしていくことが必要であると思われる<sup>(83)</sup>。

## (2) 遺言代用信託の終了

信託財産が拠出前に処分された場合には、これを信託の撤回と捉えることを否定する立場によれば、信託目的の達成が不可能になったものとして、信託の終了（信託法163条1号）と扱うべきことになると考えられる<sup>(84)</sup>。この見解によれば、委託者としては、信託財産を拠出する前に目的物を処分すれば、委託者単独で信託を終了させることが可能になる。

また、委託者と受益者の合意により信託を終了させることもできるが（信託法164条1項）、委託者が生前受益者である遺言代用信託においては、委託者（兼受益者）の意思のみでいつでも信託を終了させることができるとされる<sup>(85)</sup>。

委託者生前の受益者が存在しない場合、信託法90条1項1号の信託のように、委託者生

前には受益者が存在しないと扱われる場合について、委託者に監督的権能を付与している点で受益者の定めのない信託に近いとして、これと同様に、信託法164条1項の合意による終了は、委託者のみでなし得る（信託法261条1項、164条1項）とする見解がある<sup>(86)</sup>。信託法90条1項2号の信託についても、委託者死亡前に受益者は存在するものの、受益者は受益権を行使することができないために、受益者の定めのない信託と同様に、委託者の同意のみで信託を終了させることが可能だと解されている<sup>(87)</sup>。この点、委託者のみで信託を終了させられるのは妥当ではなく、「受益者が現に存在しない」場合とみて、信託管理人（信託法123条）を選任し、委託者と信託管理人との合意で終了させるべきとする見解もある<sup>(88)</sup>。ただし、同項2号の信託では受益者は存在していると解し、それゆえ信託管理人は選任できないとするならば<sup>(89)</sup>、委託者と信託管理人との合意による信託の終了という方法を採用することはできないことになる<sup>(90)</sup>。

### (3) 信託の変更による受益者の変更

遺言代用信託において、委託者が受益者変更権を放棄していたが、信託の変更によって死亡後受益者を変更しようとするときには、受託者との合意か、信託管理人との合意が必要になると考えられる。委託者は、自らが生前の受益者である場合には、受託者に合意を求めることになる（信託法149条1項）。生前の受益者が存しない場合には、受益者の定めのない信託と同様に処理するならば、委託者はやはり、受託者の合意を求めることになる（信託法261条1項）。あるいは、受益者が現に存在しない場合に該当すると考えられる場

合には、信託管理人を選任して、信託管理人に合意を求めることになる<sup>(91)</sup>。

### (4) 遺言による受益者の変更

関連して、遺言代用信託において、遺言による受益者変更はできない旨を信託契約に定めてよいか問題となる。遺言代用信託の委託者は、原則として、受益者をいつでも変更でき（信託法90条1項）、受益者変更権の行使方法は受託者に対する意思表示か遺言による（同法89条1項・2項）。ただし、受託者が遺言による受益者変更を知らないときは、受益者となったことをもって当該受託者に対抗することができないとされている（同条3項）。遺言代用信託においては受益者変更権自体を信託行為の定めにより排除することができること（同法90条1項ただし書）を前提に、受益者変更権の行使方法を信託契約で特約により定め、遺言による行使は不可と規定することも可能だとする見解がある<sup>(92)</sup>。同様に、遺言代用信託において、信託行為の別段の定めにより受益者変更権を排除・変更することにより、遺言や死因贈与と異なり、権利を安定させることができる点が重要だとの指摘もある<sup>(93)</sup>。一方で、委託者の最終意思の尊重の観点、また、受益者変更権を遺言で行使可能できると定める信託法89条2項の強行規定性をいかに考えるかという観点からは問題が残る。この点、実務上、信託契約書等において「遺言による受益者変更は、受託者である金融機関の名称と受益者名を特定した上で、当該信託の受益者を変更する旨が明記されていた場合に限り受益者変更がなされたものと認め、かかる要件を満たさない遺言の記載によっては受益者変更の効果は認められない」と定めておく等の方法が提唱されてい

る<sup>(94)</sup>。

#### (5) 委託者能力喪失時における受託者の監督・財産管理者間の権限の調整

遺言代用信託については特に、委託者が能力を喪失した場合における法的対応が重要となる。例えば、遺言代用信託において、適切な受益者代理人、信託監督人を定めておくことができない場合、あるいは任意後見人や成年後見人に加えて、受託者に対する監督を強化したい場合も考えられる。そのような場合、後見開始決定時に、または信託行為の定める基準にしたがって委託者が能力を喪失したと判定された時に、信託法90条1項2号の第2受益者が、受託者に対する監督上の権利を行使できる旨を信託行為で定めておくことを、受託者に対する監督方法の一つとすべきだとする見解もある。委託者が能力を喪失した時以降は、信託行為に別段の定めがない限り受益者変更権が行使される可能性はなく、後見人による信託の終了・変更権の代理行使も限定される。こうした状況を前提に、木村仁教授は、信託の目的が財産承継にある場合は特に、受託者を監督するインセンティブが最も高い第2受益者に、信託行為の定めにおいて受託者に対する監督上の権利を付与しておくことは、後見人の負担を軽減しつつ、監督体制を強化する一つの有用な方策であるとする<sup>(95)</sup>。

なお、以上の論点に関連する問題として、重度の認知症患者のような能力を喪失した者の財産管理をめぐる、法定の後見人制度とともに複数の私的な財産管理の仕組みが併存するため、財産管理者の権限の範囲、および、いずれの管理者の権限が優先するのかという問題が存在する。超高齢社会が到来して

いるわが国においても、さまざまな財産管理の手段があるため、近い将来、財産管理者間の権限の優劣が問題となり得ることが想像され<sup>(96)</sup>、今後ますます増加すると思われる家族信託については、とりわけ委託者のコントロール権とその帰趨について注意を向ける必要があることに、各方面から注意が喚起されている<sup>(97)</sup>。なお、こうした問題は、米国においては、「撤回可能信託における撤回権の行使権者は誰か」、また、「後見人や持続的代理人はいかなる要件および手続の下で撤回可能信託の撤回権を行使し得るか」という形で問題が生じていることが指摘される<sup>(98)</sup>。

## 7. 委託者の権限からみた英米の信託法

米国と英国の信託を比較して、顕著な違いがみられるのが、委託者による信託支配に対する態度だといわれる。米国では、委託者による財産の処分が重視されるのに対し、英国では、財産を受け取った受益者による処分の自由が重視されるといわれている<sup>(99)</sup>。英国においては、信託はあくまで撤回不可能である、という原理原則が強調され、その原則が、いわゆる“sham trust”（みせかけ信託）だけではなく、信託設定にあたっての宣言の拘束性や遺言との区別といったさまざまな論点で繰り返し現れてくるとされる<sup>(100)</sup>。そして、英国信託法の学説では、撤回可能信託の受託者が、委託者に対して信託義務を負い、受益者に対しては負わないとする米国の立場は受け入れられないとする見解が一般的である<sup>(101)</sup>。英国では、受託者はあくまで受益者に対して信託義務を負うことになるが、米国では、問題の本質は、信託義務の相手方が誰かよりも実体法上の政策問題と

なることが指摘される。すなわち、米国では、委託者を実質的に所有権者として、受益者に全くコントロールの権限なしとしても、債権者詐害や遺留分潜脱等さえ政策的に防げば、撤回可能信託を認めて差し支えないとされる。他方で英国では、委託者を実質的に所有権者として、受益者のコントロールを奪うと、これは信託ではないという Saunders 法理<sup>(102)</sup>が適用されることになる<sup>(103)</sup>。

委託者の支配権限に関する英米のアプローチの違いは、信託の終了や変更、さらに受託者による費用・報酬請求にも影響を及ぼしているとされる。また、こうした違いは、米国の浪費者信託 (spendthrift trust)<sup>(104)</sup>や、リステイトメントの構造を大きく変えたとされる撤回可能信託 (revocable trust) の位置付け、そして近年世界的に論争を呼んでいる資産防衛信託 (asset protection trust) の発展のしかたにも関わってくるのが指摘される<sup>(105)</sup>。

ただし、英国の財産所有者も、信託の設定に際し、自らの財産の行方をコントロールしたいと思うのは自然であり、米国の信託法リステイトメントの規定と英国の立法や判例法理を詳細に比較すると、実際に結論が異なる場面が限定されていたり、信託条項の起案によって実質的に同じ帰結が導かれたりすることも多い点が指摘される<sup>(106)</sup>。また、米国でも、撤回可能信託が伝統的な信託から逸脱するものであることは明確に意識されており、撤回可能か撤回不能かで適用ルールが区別されることも少なくないとされる。溜箭将之教授は、むしろ米国では、信託が遺言代替として利用される現実を踏まえ、政策論的に信託ルールを組み替えたのに対し、英国では Saunders 法理を堅持することによって逸脱的な信託を

掣肘しようとしていると理解すべきだとする。さらに、信託を設定しつつ委託者が信託財産へのコントロールを維持するニーズは、英米・コモンウェルス諸国いずれにおいても強く存在しており、こうしたニーズを満たすのが、米国では撤回可能信託であり、英国やコモンウェルス諸国ではオフショア信託だといえることを指摘する<sup>(107)</sup>。

#### 【注】

- (1) 道垣内弘人『信託法（現代民法 別巻）』（有斐閣、2017）〔以下、道垣内『信託法』と引用〕381-382頁。
- (2) 同上・305頁。
- (3) 同上・317-318頁。
- (4) 委託者が複数存するときは、委託者の地位が信託設定契約から生じるものとするならば、契約が1つである以上、全員によって行使し、他者から意思表示は全員に対してのみすることができると解される〔契約解除に関する民法544条1項参照、道垣内・同上・387頁〕。
- (5) 能見善久＝道垣内弘人編『信託法セミナー3』（有斐閣、2015）〔以下、『信託法セミナー3』と引用〕265頁〔井上聡〕。
- (6) 能見善久『現代信託法』（有斐閣、2004）〔以下、能見『現代信託法』と引用〕214頁。
- (7) 道垣内『信託法』386-387頁。
- (8) 渋谷陽一郎「民事信託のコンサルティング(3)」金融法務事情2111号60頁（2019）。
- (9) 道垣内『信託法』386頁。
- (10) 同上・121頁。
- (11) 沖野眞已「詐害信託の取消し等における信託受益者の地位」能見善久＝樋口範雄＝神田秀樹編『信託法制の新時代』（弘文堂、2017）〔以下、『信託法制の新時代』と引用〕73頁。
- (12) 道垣内『信託法』121頁。なお、遺贈についても詐害行為取消しができるとする見解として、高木多喜男『口述 相続法』（成文堂、1980）310頁参照。
- (13) 岩藤美智子「遺言による処分を対象とする詐害行為取消しについて」トラスト未来フォーラム研究叢書『資産の管理・運用・承継と信託に関する研究』〔以下、『資産の管理・運用・承継と信託に関する研究』と引用〕15頁（2019）。
- (14) 道垣内『信託法』121頁。



- (15) 沖野・前掲注11・76頁、能見善久＝道垣内弘人編『信託法セミナー1』（有斐閣、2013）〔以下、『信託法セミナー1』と引用〕119-123頁。
- (16) 信託行為の構造をこのように理解すべき典拠として、四宮和夫博士の見解がしばしば引用されるが、四宮博士の当該見解は、信託行為（信託契約）の性質に関して、「財産権変動」的部分と「委任」的部分のどちらの部分に注目すべきかという観点から論じられたものであり、信託行為が「財産権変動」的部分と「委任」的部分から成ると主張しているわけではないように思われる。また、信託行為において「委任」的部分が中心と主張しているわけではなく、「信託行為（信託契約）の有償性＝双務性は委任的部分について考えれば足りる」としているにすぎない。四宮和夫『信託法（新版）』（有斐閣、1989）〔以下、四宮『信託法』と引用〕94-95頁。
- (17) 道垣内『信託法』125頁。
- (18) 倒産手続時等において、信託が委任等の他の法形式に再構成される可能性については、拙稿「信託の設定〔研究・信託法(2)〕」信託271号93-96頁（2017）等参照。
- (19) 信託行為における「受益権の創設」および「転換機能」の本質的重要性に着目すべきことは、遺留分侵害額請求（平成30年改正前は遺留分減殺請求）に関する議論においても同様であると考えられる〔拙稿「受益者等〔研究・信託法(6)〕」信託282号40頁（2020）参照〕。
- (20) 沖野・前掲注11・76-77頁。
- (21) 四宮『信託法』14-35頁。
- (22) 道垣内『信託法』126頁。
- (23) 小野傑＝深山雅也編『新しい信託法解説』（三省堂、2007）24頁注2〔小野傑〕。
- (24) 道垣内『信託法』127頁。
- (25) 同上・126頁。
- (26) 山田誠一教授は、平成29年改正民法425条にもとづき、詐害行為取消請求を認容する確定判決の効力は、債務者である委託者に生ずるとする〔山田誠一「詐害信託の取消しについて」トラスト未来フォーラム研究叢書『信託及び財産管理運用制度における受託者及び管理者の責務及び権限』（2016）63頁〕。
- (27) 八田卓也「債権法改正に伴う詐害信託取消の相対効原則の修正」信託法研究43号76頁（2018）。他方で、受益者は、受託者を被告とする詐害信託取消の訴えの当事者ではないこと等から、受益者には詐害信託取消しの効果は生じないとする見解もある（山田・前掲注26・63頁）。しかし、詐害信託取消しの対象が「信託行為」であるならば、取消しの効果は、信託財産と連動するような受益権の付与に及ぶことになると考えられる〔遺留分侵害請求（現行の遺留分侵害額請求）の効果について、能見善久「財産承継的信託処分と遺留分減殺請求」トラスト未来フォーラム研究叢書『信託の理論的深化を求めて』133-134頁（2017）参照〕。
- (28) 八田・同上・77頁。
- (29) 村松秀樹＝富澤賢一郎＝鈴木秀昭＝三木原聡『概説新信託法』（金融財政事情研究会、2008）27頁注4〔以下、村松ほか『概説新信託法』と引用〕、松尾弘「信託法理における債権者取消権制度の展開—詐害信託取消権と受益者取消権を中心に—」米倉明編著『信託法の新展開』（商事法務、2008）90頁、95頁。
- (30) 八田・前掲注27・82頁。
- (31) 道垣内『信託法』132頁。
- (32) 沖野・前掲注11・78頁。
- (33) 同上・82頁。
- (34) 同上・79-80頁。
- (35) 山田・前掲注26・53-55頁、73頁注33。
- (36) 沖野・前掲注11・77-78頁。
- (37) 道垣内『信託法』389頁。
- (38) 道垣内教授は、信託の併合及び分割に関連して、信託法152条5項・156条5項・160条5項で用いられている、「信託する」という表現の妥当性について、疑問を呈している〔同「信託法に対する立法技術的諸問題」『信託法制の新時代』151頁〕。
- (39) 道垣内『信託法』397頁。
- (40) 能見善久＝道垣内弘人編『信託法セミナー4』（有斐閣、2016）〔以下、『信託法セミナー4』と引用〕27-28頁〔藤田友敬〕。ただし、藤田教授は、信託の併合の際に、金銭交付により受益者でなくすことの可否については、結論を留保しているように見受けられる（同上・28頁）。
- (41) 森本滋編『会社法コメンタール17（組織変更、合併、会社分割、株式交換等〔I〕）』（商事法務、2010）81-84頁〔柴田和史〕。
- (42) 道垣内『信託法』398頁も、信託の併合の際の金銭交付に係る問題について、会社法と異なる規律にする必要は必ずしもないとする。
- (43) 道垣内・同上、同旨・村松ほか『概説新信託法』295頁注2。
- (44) 『信託法セミナー1』71-72頁〔井上聡〕。
- (45) 道垣内『信託法』398頁。

- (46) 村松ほか『概説新信託法』295頁注2。
- (47) こうした観点からは、「信託の終了」という概念を立てること自体の有用性にも疑問を呈する余地があることが指摘されている（『信託法セミナー4』44-48頁）。
- (48) 受益権のすべてが消滅したときも、信託目的の達成または達成不能に該当するとして、信託は終了すると考えるべきである〔道垣内『信託法』404頁〕。
- (49) 星野豊『信託法』（信山社、2011）231頁、道垣内・同上・404頁等。
- (50) 拝原宏明「信託の終了・清算について」能見善久編『信託の実務と理論』（有斐閣、2009）159頁以下。
- (51) 道垣内『信託法』405頁。
- (52) 道垣内弘人編『条解信託法』（弘文堂、2017）〔以下、『条解信託法』と引用〕680-681頁〔沖野眞已〕。
- (53) 道垣内『信託法』405頁、寺本昌弘『逐条解説新しい信託法〔補訂版〕』（商事法務、2008）〔以下、寺本『逐条解説新しい信託法』と引用〕363頁注5、『条解信託法』683頁〔沖野眞已〕、岸本雄次郎「信託理論の課題」新井誠＝神田秀樹＝木南敦編『信託法制の展望』（日本評論社、2011）534頁、等。
- (54) 道垣内・同上・405頁。
- (55) 同上・406頁。
- (56) 『条解信託法』689頁〔沖野眞已〕。
- (57) ただし、再生手続・更生手続といった再建型倒産処理手続は、信託財産については認められていない。
- (58) 他方で、現行信託法においては、「受託者である個人が死亡後、後任受託者が不在の場合」には、例外的に信託財産に法人格が認められている（信託法74条1項）〔拙稿「信託をめぐる国際的な状況と信託の法律構成〔研究・信託法(1)〕」信託270号59頁（2017）参照〕。
- (59) 『条解信託法』691頁〔沖野眞已〕。
- (60) 同上・691-692頁〔沖野眞已〕。
- (61) 道垣内『信託法』408頁、『条解信託法』693-695頁〔沖野眞已〕等参照。
- (62) 金融法委員会「委託者による受託者に対する報酬支払特約付信託についての委託者破産の場合、双方未履行双務契約として破産法53条1項に基づく破産管財人による解除権行使の可否に関する中間論点整理」（平成19年4月23日）9頁、等。
- (63) 中森亘＝堀野桂子「信託関係者の倒産および黙示の信託に関する検討」銀行法務21・760号25-26頁（2013）、道垣内『信託法』408頁。
- (64) 沖野眞已「信託と破産」山本克己＝山本和彦＝瀬戸英雄編『新破産法の理論と実務』（判例タイムズ社、2008）46-47頁、道垣内・同上・同頁。
- (65) 道垣内・同上・410頁。
- (66) 井上聡「金融取引実務が信託に期待するもの」信託法研究30号66-67頁（2005）、等参照。
- (67) 寺本『逐条解説新しい信託法』368頁注2、村松ほか『概説新信託法』310頁、道垣内『信託法』410頁、『条解信託法』721頁〔沖野眞已〕。
- (68) 寺本・同上・369頁注4、村松ほか・同上・同頁。
- (69) 道垣内『信託法』409-410頁。他方で、例えば、債権者がSPCの倒産申立権を放棄することは、債権の効力を自ら制限するものとして許容されるものと考えられる〔山本和彦「証券化のスキームにおけるSPVの倒産手続防止措置」同『倒産法制の現代的課題』（有斐閣、2014）331-335頁、道垣内・同上〕。
- (70) 『条解信託法』723頁〔沖野眞已〕。
- (71) 道垣内『信託法』413頁。
- (72) 同上・423頁。
- (73) 同上・同頁。『信託法セミナー4』93-104頁参照。
- (74) 道垣内・同上・419頁。
- (75) 渋谷陽一郎「民事信託のコンサルティング(4)」金融法務事情2113号47頁（2019）。
- (76) 同上。
- (77) 村松ほか『概説新信託法』213頁注1。
- (78) 能見『現代信託法』241頁。
- (79) 『条解信託法』452頁、467頁〔山下純司〕。
- (80) 宮本誠子「財産の死因処分と、処分者による撤回・変更可能性—遺言・死因贈与・遺言代用信託を比較して—」『資産の管理・運用・承継と信託に関する研究』166頁（2019）。
- (81) 寺本『逐条解説新しい信託法』256頁。
- (82) 田中和明編著『詳解民事信託』（日本加除出版、2018）150頁〔大石雅寛〕。
- (83) たとえば、米国の統一信託法典505条(a)(1)は、「委託者の生前は、撤回可能信託の信託財産は、委託者の債権者の権利の対象となる」と規定する。また、能見善久教授は、わが国における解釈論として、「委託者の債権者による撤回権の代行行使」等の可能性についても示唆する（能見『現代信託法』241-242頁）。
- (84) 佐久間亨「遺言代用の信託・後継ぎ遺贈型受益者連続信託」田中和明編『新類型の信託ハンドブック』（日本加除出版、2017）230頁注4。
- (85) 寺本『逐条解説新しい信託法』366頁注2。
- (86) 村松ほか『概説新信託法』214-215頁。
- (87) 同上・214頁、佐久間・前掲注84・236頁注12。

- 88) 『条解信託法』706-708頁〔沖野眞巳〕。
- 89) 村松ほか『概説新信託法』214頁注2。
- 90) 宮本・前掲注80・168頁。
- 91) 同上・165頁。
- 92) 中田直茂「遺言代用信託の法務」金融財政事情2074号10頁(2017)。保険法43条1項に定める保険金受取人変更権に関して、生命保険契約の当事者間の約定により保険契約者の保険金受取人変更権を排除または制限することも可能と解されていることも、論拠として挙げられている。
- 93) 小出篤『「遺産動機」実現スキームとしての信託』前田庸喜寿『企業法の変遷』(有斐閣、2009)181頁、『信託法セミナー3』64頁〔田中和明〕等。
- 94) 中田直茂・前掲注92・10-11頁。なお、米国のニューヨーク州法では、金融機関への届出によるか、死亡時受取人と金融機関の名称を特定した遺言によってしか、預金の死亡時受取人を変更できず、それ以外の方法による場合は無効となっている〔中田朋子「米国における相続預金の法制度および実務—遺言代用商品の発展—」金融法務事情2030号28頁(2015)参照〕。
- 95) 木村仁「遺言代用信託の利用と課題：アメリカの撤回可能信託を中心に」信託法研究44号82-83頁(2019)。
- 96) 遺言代用信託における成年後見人等による受益者変更権行使の可否の問題については、拙稿・前掲注19・32-33頁参照。
- 97) 石川優佳「撤回可能信託における撤回権の行使権者」樋口範雄＝神作裕之編『現代の信託法 アメリカと日本』(弘文堂、2018)〔以下、『現代の信託法』と引用する〕126頁、渋谷・前掲注8・62頁、等参照。
- 98) 石川・同上・100頁。
- 99) 樋口範雄『アメリカ信託法ノートⅡ』(弘文堂、2003)319-332頁、等。
- 100) 溜箭将之「委託者による信託支配」『現代の信託法』29頁。
- 101) Lynton Tucker, Nicholas Le Poidevin, and James Brightwell, *Lewin on Trusts* (19<sup>th</sup> edn, 2015), at 30-088.
- 102) *Saunders v Vautier*, 4 Beav.115 (1841). Saunders 法理は、この事件で示された準則である。受益者は、全員が行為能力を有し、互いに合意するのであれば、受託者に対して信託財産を自分たちに引き渡すよう指示することができ、信託設定に付された拘束、目的、注意または条件に服さない形で、当該財産を取得できるとする。Saunders 法理の下では、信託を設定し枠組みを作るのは委託者であっても、これを法的にエンフォースするのは受益者であるという信託像が前提にされており、受益者によるコントロールを奪う信託は、同法理からの逸脱ということになる(溜箭・前掲注100・5-7頁参照)。
- 103) 溜箭・同上・41頁。
- 104) 米国法では、浪費者信託の有効性が一般的に承認され、委託者が受益権の処分可能性を否定できるのに対して、日本法のもとで同様の法的帰結を実現するには困難が伴うとされる。しかし、米国法については、浪費者信託の有効性には様々な限定が付され、委託者は、何らの制約なしに受益権の処分可能性を否定できるわけではない。また、受益権の処分可能性について、日本法では、意思表示による譲渡制限(譲渡禁止特約)の観点から専ら論じられることが多いが、米国の浪費者信託との比較において論ずべきは、自らが財産を拠出して受益権の処分可能性がない信託を設定するという委託者の利益について、いかなる限度で法的保護を認めるべきかであるかであるということが、指摘される〔加毛明「受益権の譲渡性・差押可能性の制限—浪費者信託との比較において」『現代の信託法』50頁〕。
- 105) 溜箭・前掲注100・1-2頁。
- 106) 同上・2頁。
- 107) 同上・41頁。

(わたなべ・ひろゆき)